

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

| | |
|--------|---------------------------|
| 拠点名称 | 本社 |
| 拠点の所在地 | 東京都港区芝 5-26-24 田町スクエア 4 階 |

2024 年 09 月

| 派遣労働者の数 | 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 | ①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均) | マージン率 (① - ②) ÷ ① |
|---------|--------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| 22 名 | 10 事業所 | 31,012 円 | 15,395 円 | 50.3% |

● マージン率とは

派遣先より株式会社システムイオに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率がマージン率です。

● マージンに含まれる費用

| | |
|--------|---|
| 社会保険料 | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分 |
| 有給休暇費用 | 有給休暇取得時にかかる賃金 |
| 健康診断費用 | 健康診断の受診費用 |
| 教育研修費用 | 資格取得費用、講習受講費用等 |
| 営業費用 | 営業スタッフの活動に関する費用 |
| 福利厚生費用 | 福利厚生にかかる事業主負担分 |
| 営業利益 | 労働者派遣の料金から賞与を含む労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益 |

2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育 ・品質教育 ・IT知識研修
- ・ヒューマンスキル研修 ・ビジネスマナー研修

3. 労使協定を締結しているか否かの別等

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| 労使協定を締結しているか否かの別等 | 有 (有効期限：2024年4月1日～2025年3月31日) |
| 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 | すべての派遣労働者 |

4. その他

東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。※社会保険加入者のみ